

# 長島町立伊唐小学校「いじめ防止基本方針」

平成30年4月策定

令和5年3月修正

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、諸教育活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。

「いじめをしない。させない。見逃さない。」という基本目標のもと、「全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない」「いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにする」ことを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

本校では、学校及び職員の責務として、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、チームとしていじめの防止と早期発見に取り組む。さらに、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間と共に、人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進していく。

## 2 いじめの防止等に係る対策組織

### (1) 対策組織

「いじめ防止対策推進法」および「いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴え等について、チームとして対応する。校長、教頭、生徒指導係、教務係、養護教諭、関係学級担任で構成し、その他必要に応じた関係者及び外部専門家等を加える。

### (2) 役割

ア 「いじめ防止対策推進法」、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認

- ・ 学期ごとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 職員の共通理解と意識の啓発

- ・ 年度当初の職員会議で、本基本方針について共通理解を図る。
- ・ 学期毎に心の教育推進委員会を実施し、気になる児童や事案に関する情報交換を行う。
- ・ いじめに関するアンケート（年3回）や学校楽しいーと、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実行性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信、啓発

- ・ いじめ防止の取組状況について、学校だよりやホームページ等を通して発信する。

エ 具体的対応

- ・ いじめがあった場合、いじめの疑いがあると情報が入った場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた支援チームを組織する。
- ・ 事案については、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の状況等を見守るとともに、継続的な支援を行う。

### 3 いじめの防止のための具体的取組等

#### (1) 学校の取組

##### ア いじめの未然防止の取組

###### (職員)

- (ア) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級経営に努める。また、いじめについて考えさせる場（学活・道徳等）を計画的に設ける。
- (イ) 授業、各行事等において、児童の取組や努力を認め、自己肯定感を育むことができるように努める。
- (ウ) いじめは絶対に許さないという職員の明確な姿勢を示す。
- (エ) いじめは許さないという自分の意志によって、行動ができるように指導する。また、いじめは見て見ぬふりをしないように指導する。
- (オ) いじめ等については、ひとりで悩まずに家族、学校、友だち、関係機関等に相談できる雰囲気醸成を図る。
- (カ) 全教育活動を通して、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- (キ) 情報モラル教育を推進し、ネットトラブルやマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続して指導する。

###### (児童)

- (ア) 各学級で1人1人を大切にした学級テーマを設定する。
- (イ) 授業や諸行事の中で友だち同士、互いに認め合えるように努める。
- (ウ) 帰りの会で、友だちのよかったところを互いに認め合えるような時間を設けるように努める。
- (エ) 児童会が中心となり、いじめ防止強調週間や人権週間において、いじめ防止のテーマを決定する。決まったテーマは、各委員会により全校児童に意識づけができるような取組を推進する。

##### イ いじめの早期発見の取組

- (ア) 無記名アンケートや児童との教育相談、保護者との子育てトークを定期的実施し、児童の状況等は把握するとともに、職員で情報共有する。
- (イ) 職員と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えるとともに、SOSの出し方に関する指導を行う。
- (ウ) 全職員による校内巡視等を計画的に実施する。
- (エ) 保護者に対して、スクールカウンセラー等の活用について周知を図る。また、いじめホットライン等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- (オ) 学校だよりや各種PTA活動を通して、学校の取組を発信するとともに、情報の収集・共有に努める。

##### ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報があった場合は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、チームとして対応する。
- (イ) 被害児童に対しては、守り通すという姿勢で対応する。
- (ウ) 加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
- (エ) いじめに関わった集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団作りを行う。

- (オ) 職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラー等や児童相談所，警察署等の関係機関との連携のもとに取り組む。
- (カ) ネット上のいじめに関しては，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## (2) P T Aとの連携

児童らの健やかな成長を促すためには，社会全体で児童を見守り，学校と家庭，地域とが連携していくことが必要である。

このことから，学校はP T Aや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど，いじめ問題について保護者や地域と連携した対策を推進する。

### ア 保護者等への啓発

- (ア) 学校だよりやホームページに「伊唐小学校いじめ防止基本方針」を掲載し，啓発を図る。
- (イ) P T A総会，学級P T A等を活用し，学校の取組について説明し，周知・徹底を図る。

### イ 保護者への支援

- (ア) 保護者の責務等が法で規定されたことを踏まえ，いじめの防止等に必要な指導を適切に行うことができるよう，家庭教育学級等で人権やインターネット利用に関する学習を実施したり，リーフレットを配布したりするなど，家庭教育の支援に努める。
- (イ) スクールカウンセラー等の活用について周知を図る。

### ウ 協議の場の設定

いじめの問題等について，各P T Aや校外生活指導連絡会等で協議する場を設けるとともに，相互の役割や取組等について共通理解を図り，社会全体で児童を見守り，学校と家庭，地域とが連携していく意識を醸成する。

## (3) 町教育委員会との連携

- ア いじめの問題について，スクールカウンセラーとの連携を図り，多面的に取り組む。
- イ 重大事案が発生した場合は，速やかに町教育委員会に報告するとともに，指導や助言等をもとに必要な対応を行う。
- ウ いじめの問題に対して，その態様に応じた適切な対処ができるよう，校内研修会に指導主事等を招聘し，職員のカウンセリングの向上を図る。

## (4) 関係機関との連携

いじめの解決のために，またいじめの問題における指導において，十分な効果を上げることが困難な場合などには，必要に応じて次の関係機関等との連携を図る。

- |                 |              |             |         |
|-----------------|--------------|-------------|---------|
| ○ 県中央児童相談所      | 099-264-3003 | ○ 町民福祉課     | 86-1157 |
| ○ 阿久根警察署（鷹巣駐在所） | 86-0004      | ○ 民生委員，児童委員 | など      |

## 4 重大事案への対応

- (1) 重大事案が生じた場合は，速やかに町教育委員会へ報告をし，「重大事案に係るフロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が，事実に関する調査を実施する場合は，「いじめ防止等対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については，被害児童，加害児童に対して適切に情報提供を行う。

## 5 学校の取組に対する検証等

- (1) 学校いじめ防止基本方針に関わるいじめ防止の取組等について、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるように努める。
- (2) いじめに関する項目を入れた職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、職員会議等を活用し、全職員で検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめの対応に関する職員の資質の向上を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に全保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業前後の指導を充実させ、休業中のいじめの防止に努める。

## (4) いじめへの対応



